

鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料条例（平成十四年東京都条例第八十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例
（趣旨）

鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料条例
（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により、鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

第二条から第六条まで（現行のとおり）

第一条から第六条まで（略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 法第十九条第一項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録の申請に対する審査	鳥獣飼養登録申請手数料	円 三千四百	登録申請のとき。
二 法第十九条第五項の規定に基づく鳥獣	鳥獣飼養登録更新申請手数料	円 三千四百	更新申請のとき。

事務	名称	額	徴収時期

<p>の飼養の登録の更新 の申請に対する審査</p>	<p>鳥獣飼養登録票再交 付手数料</p>	<p>再交付申請 のとき。</p>
<p>三 法第十九条第六項 の規定に基づく鳥獣 の飼養の登録票の再 交付</p>	<p>狩猟免許申請手数料 一 法第四十九条各 号に掲げる者の狩 猟免許の申請に係 る審査</p>	<p>免許申請の とき。</p>
<p>四 法第四十一条の規 定に基づく狩猟免許 の申請に対する審査</p>	<p>二 その他の者の狩 猟免許の申請に係 る審査</p>	<p>再交付申請 のとき。</p>
<p>五 法第四十六条第二 項の規定に基づく狩 猟免許の再交付</p>	<p>狩猟免許更新申請手 数料</p>	<p>更新申請の とき。</p>
<p>六 法第五十一条第一 項の規定に基づく狩 猟免許の更新の申請</p>	<p>二 法第四条第一項の 規定に基づく狩猟免 許の申請に対する審 査</p>	<p>再交付申請 のとき。</p>
	<p>一 法第七条第三項 各号に掲げる者の 狩猟免許の申請に 係る審査</p>	<p>免許申請の とき。</p>
	<p>二 法第七条第四第一 項の規定に基づく狩 猟免許の更新の申請</p>	<p>更新申請の とき。</p>

<p>に対する審査</p> <p>七 法第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査</p>	<p>狩猟者登録申請手数料</p>	<p>千九百円</p>	<p>登録申請のとき。</p>
<p>八 法第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録の申請に対する審査</p>	<p>狩猟者登録変更登録申請手数料</p>	<p>千九百円</p>	<p>変更登録申請のとき。</p>
<p>九 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>	<p>狩猟者登録証再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>十 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付</p>	<p>狩猟者記章再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>に対する審査</p> <p>四 法第八条ノ三第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査</p>	<p>狩猟者登録申請手数料</p>	<p>千九百円</p>	<p>登録申請のとき。</p>
<p>五 法第八条ノ三第二項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>	<p>狩猟者登録証再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>六 法第八条ノ三第二項の規定に基づく記章の再交付</p>	<p>狩猟者記章再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>七 法第十三条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付</p>	<p>鳥獣飼養許可証交付手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>八 法第十三条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の更新</p>	<p>鳥獣飼養許可証更新手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

<p>可証の更新 九 法第十三条の規定 に基づく鳥獣飼養許 可証の再交付</p>	<p>鳥獣飼養許可証再交 付手数料</p>	<p>円 三千四百</p>	<p>再交付申請 のとき。</p>
--	---------------------------	-----------------	-----------------------

